米タイ交渉にみる 米国のFTA戦略とその特質

日タイFTA交渉との比較を視野に入れて

〔要旨〕

- 1 米国のFTA交渉はブッシュ政権下で急増し,主に中東,南米地域において積極的に展開されている。アジアでもASEANとの間で包括性の高いFTAネットワークを構築する構想が発表され,昨(04)年6月からタイとの交渉が開始された。
- 2 米国が求める包括的FTAは,市場アクセス,サービス・投資,知的財産権,労働・環境 基準等を含むもので,日本などのFTAより範囲が広い。またブッシュ政権のFTA戦略は, 経済上の利害だけでなく,自国の安全保障を通商交渉にリンクさせる傾向が強いのが特色 である。
- 3 米国がASEANとのFTA構想を発表した背景には,東アジアにおける中国の台頭や「9.11」以後イスラム勢力を内部に抱えるASEAN諸国との協力強化の必要性など,東アジアの地政学的条件の変化が大きな動機となっている。
- 4 米タイFTA交渉は,今後本格的な交渉を迎えるが,双方にセンシティブな問題も多いことから交渉の難航と長期化が予想される。特に米国が強く求めるサービス・投資の自由化,知的所有権の保護強化などは,タイの経済システムの在り方にもかかわるものであり大きな抵抗に発展するリスクがある。
- 5 米国のFTA交渉は,相手国に対しては強く広範な自由化を求める一方,輸入品と競合する自国農産物,工業製品については強固に保護を維持するという矛盾を抱えている。また,安全保障関係も交渉上重視されるため,交渉の一貫性やWTOラウンドとの整合性を危うくする懸念がある。
- 6 米国や中国などに比べ、日本のFTAは戦略性が乏しくFTA締結自体を重視する傾向がある。日本のFTAは、むしろ米、中などとの違いを積極的に打ち出すことで、より戦略的に個性を発揮できると思われる。
- 7 近未来の東アジアの地域統合は、ASEANと日・中・韓のいわゆる「ASEAN+3」のFTAネットワークを核に進む可能性が高いとみられる。しかし、「ASEAN+3」はEUのような制度的機構や共通政策を短期間のうちに持つようになるとは予想し難く、米国とASEANとのFTA、またFTAA(米州自由貿易地域)との連携などを含む開放性の高い経済圏を指向することになるとみられる。

目 次

はじめに 本稿の視点

- 1 ブッシュ政権下で加速するFTA交渉
- (1) ブッシュ政権以前の米国のFTA
- (2) ブッシュ政権のFTA戦略
- (3) 中東で進展,中南米では難航
- (4) 米国が求める「包括性」
- 2 米タイFTA交渉に至る動き
 - (1) 地政学的要因が契機となる ASEANへのアプローチ
 - (2) なぜタイなのか

- (3)「米タイ友好通商条約」の改訂問題
- 3 米タイFTA交渉の主要争点
 - (1) 市場アクセス問題
 - (2) サービス・投資
 - (3) 知的財産権
- 4 まとめ
- (1) 米タイ交渉の行方
- (2) タイとのFTA交渉における米・日の相違
- (3) 米タイFTA交渉が持つ意義

はじめに

本稿の視点

21世紀を迎え世界中でFTA(自由貿易協定)が盛行するなか、ASEANは間違いなくその寵児となりつつある。中国と並び「成長のエンジン」の地位を得たASEANは、加盟国拡大と域内自由化の推進により、生産拠点として、また市場としての魅力を高めることで、さらなる直接投資の吸引と産業構造の高度化に至る好循環を期待している。こうしたASEANのダイナミズムを、FTA等の連携を通じ、より有利な条件で自らの成長に取り込む動きが出てくるのは当然の流れであろう。

最初の明確な動きは中国から始まった。 当時の朱鎔基首相が2000年11月に中国・ ASEANとの自由貿易地域の創設を提唱し, 02年11月には両者の間で「包括的経済協力 枠組み協定」の合意は,アジアにおける FTA時代の到来を予感させる出来事であった。中国の素早い動きが日本,米国等に ASEANとのFTA交渉を誘発させる影響は 極めて大きく,FTAの「空白地域」と呼ばれた東アジアは以後一挙にホットな地域となった。

日本の取組みは、FTAより幅広NEPA(経済連携協定)を02年にシンガポールと締結したのを皮切りに、同年11月に小泉首相が「日本・ASEAN包括的経済連携構想」を発表し、その下でフィリピン、マレーシア、タイとのEPA交渉が開始され、既にフィリピン、マレーシアとの間で大筋合意に至り、タイとの交渉も現在大詰めを迎えて「注1)。また、本年5月から日本とASEANとの間で経済連携枠組み交渉も始まった。さらにASEANではないが、日本は04年にメキシコとEPAを調印、また03年末から韓国と交渉を開始している。

一方,米国のASEANへのアプローチは 02年10月にブッシュ大統領がASEANとの 経済連携を進める「ASEANエンタープライズ計画」(EAI: Enterprise for ASEAN Initiative)の発表を契機としている。先行していたシンガポールとのFTAに続いて、この構想の下で昨(04)年6月からタイとの交渉が始まり、今後ASEAN各国との交渉を順次開始していく予定である。

本稿は、日・中・米を交え大きく動き出したASEANでのFTAについて、米タイ交渉に焦点をあてながら米国のFTA戦略とその特質について検討してみたい。米タイFTA交渉は、我が国では報道されることも少ないが、今後の東アジアの地域統合の在り方に大きな影響を与えていく重要性を持つと考える。また、米タイ交渉をみることは、同じタイを交渉相手とする日タイ交渉との比較を通じ、日本のFTAを相対化して考えるのに非常に貴重な視点を提供してくれるだろう。

なお、本稿においては、米タイ交渉を歴史的なコンテクストを含めて検討することを重視した。FTAに関する数多い論考は、得てして歴史的な視点が希薄であり、FTAを近視眼的な交渉ゲームとみる傾向が強いように思える。通商自由化交渉の場において、交渉国は、それぞれ歴史的に形成された固有の利害や二国間関係を与件として交渉に臨まざるをえない。その点で、本稿はFTA分析における「歴史の不足」を補うささやかな試みでもある。

以下,全体の構成について述べておくと, まず初めにブッシュ政権下で急増する FTAの現状と特長についてみる。その後 で、なぜASEANのなかでは、発効済みのシンガポールを除けばタイが最初の交渉相手となったのかについて、米タイの歴史的関係にもふれながら述べてみたい。そのうえで米タイ交渉の争点とその背景について検討し、最後に今後の交渉の方向性と米タイ交渉がASEANを中心とする東アジアの経済統合のあり方に与える意義について、日本の対応と合わせて考察してみたい。

- (注1)もともとFTAは商品貿易の関税撤廃を目的とするものだったが,次第にサービス,投資を含む場合にも使用されるようになった。日本が推進するEPAはFTAに人の移動や経済制度の調和を含むより広い概念であるが,米国はさらに広範な内容をFTAとして締結しており,EPAとFTAの違いは明確ではない。基本的に両者は同じ性格のものであり,本稿ではFTA,EPAの総称の意でFTAを用いることにする。
- (注2)日・米・中以外では,韓国,インド,オーストラリア・ニュージーランドがASEANとの間でFTA枠組み交渉を開始している。またEUもASEANと今年4月にFTAの検討開始で合意している。

ブッシュ政権下で 加速するFTA交渉

(1) ブッシュ政権以前の米国のFTA

歴史的にみるとFTAは西欧で最も多く締結されてきた。EC(欧州共同体)からEUへと経済統合が進化する過程で,域内外との間で多くのFTAが締結された。特に90年代には,EUと体制転換をめざす東欧諸国,またエジプト,マルタなど地中海諸国とのFTAが急増し,さらに近年ではアフリカ諸国やメキシコなどと地域横断的なFTAも締結している。欧州にはEFTA

(欧州自由貿易連合)もあり, EU同様に域外と活発なFTA を結んでいる。

米国は、こうした欧州の複雑なFTA拡大に対して批判的であり、あくまで多国間交渉による自由化姿勢をかつて取っていた。90年以前、米国の唯一のFTAはイスラエルとの間で結ばれた(85年)が、それは外交、安全保障の支援を主たる目的としたものだった。

しかし,90年代中ごろ以降,

多国間交渉の長期化等を契機に,米国は多国間ルールの形成を基軸としつつも,通商機会の拡大という視点で地域間,二国間の自由貿易協定を推進する方向に転換した。92年からのクリントン政権下で,NAFTAの延長上に米州自由貿易地域(FTAA)を05年までに創設する宣言をするなど地域主義の色彩を強めるとともに,政権末期にかけてヨルダン,シンガポール,チリとのFTA交渉が開始された。

(2) ブッシュ政権のFTA戦略

ブッシュ政権に入ると、前政権から引き継いだシンガポール、チリとのFTA交渉に加え、数多くの二国間FTAを同時並行的に進めるようになった(第1表)。

ブッシュ政権は,発足後間もない01年5 月「2001年通商政策アジェンダ」を発表し, そのなかで, 多国間(WTO), 地域

第1表 米国がこれまでに締結したFTA及び交渉を開始したFTA

交渉中・交渉開始発表済

合意済なるも未発効、

発効済,

ブ ッ を シ ュ 前	米イスラエルFTA(1985年発効) 米加自由貿易協定(1989年発効), (但し, NAFTA発効以降, 事実上停止状態) 北米自由貿易協定(NAFTA, 米・加・墨 (1994年発効) 米ヨルダンFTA(2001年発効)
ブッシュ政権	米チリFTA(2004年1月発効) 米シンガポールFTA(2004年1月発効) 米豪FTA(2004年2月合意成立,2005年1月発効) 米・中米5か国FTA(CAFTA) (2004年2月最終合意,エルサルバドル批准済み,その他は議会審議中) 米モロッコFTA(2004年3月合意成立,2004年8月批准) 米ドミニカ共和国FTA (2004年3月合意成立,CAFTAと統合し議会審議中) 米バーレーンFTA(2004年9月合意成立) 米州自由貿易地域(FTAA) (2005年1月を交渉期限としたが合意に至らず) 米・南部アフリカ関税同盟諸国FTA(2003年6月交渉開始)

(コロンビア、ペルー、エクアドルとの間で2004年5月交渉開始)

資料 外務省ホームページに筆者加筆修正

米・アンデス諸国FTA

米パナマFTA(2004年4月交渉開始)

米タイFTA(2004年6月交渉開始)

(FTAA), 二国間FTAによる三方面の自由化促進を行う通商戦略を示した。そしてブッシュ政権は「アジェンダ」実行のために、貿易促進権限(TPA)の復活が最重要の課題であるとして議会に強力に働きかけ、厳しい審議の後02年8月に勝ち取った。TPA獲得後、ブッシュ政権のFTA交渉は急加速することになる。

ブッシュ政権の通商戦略は、究極的なゴールは多国間としつつも、地域・二国間FTAを含め、米国市場への特恵アクセスを求める諸外国を互いに競わせ、米国は交渉ネットワークの中心で主導権を握るという「競合的自由化」(competitive liberalization)という発想をベースにしている。この戦略自体はクリントン政権時に始まったもので、NAFTAやAPEC交渉をテコに、当時ウルグアイ・ラウンド交渉を終結させるために必要であったEU側の譲歩を引き

出すなどの成果を挙げたとされる(佐々木(2003),ローレンス・ブルーザー(2004)参照)。

また,ブッシュ政権がFTA重視へシフトする背景には,WTO交渉の停滞に対する米国産業界の強い不満がある。94年にTPAが失効した後,世界中でFTAが急増するなか,米国企業はそのメリットから除外され,巨大なビジネス機会を喪失したと産業界は主張している。産業界は,二国間FTAは交渉時間が短く,締結条件も個別に対応可能であること,また,FTAを締結した近隣諸国が米国に同等の条件を求めFTAを促進するインセンティブとなり,ひいては多国間や地域ベースの自由化と相互補完的に進展する効果があると期待している。

こうした米国の産業利害をリードしているのが巨大多国籍企業であり、彼らはまさに「国境を越えた」(transnational) グローバルな経済活動を支える自由化をFTAに求めている。米国のFTAが内容としては、金融、物流、通信などのサービス分野の開放、資本移動の完全自由、強い知的財産権の保護などを含む「包括的」(comprehensive)なものを求めるのは、巨大グローバル企業の強い利害を主に反映しているためといえる。

ブッシュ政権のFTA戦略は,クリントン政権から連続するこうした経済主義的な側面に加えて,「9・11」テロを契機に安全保障・外交政策とのリンクが前面に出てくる点が大きな特長になっている。FTA交渉相手国の選定に際して,テロとの戦いや

イラク戦争へのスタンスにより交渉候補の国・地域に明確な格差があり,FTAが経済的メリット以上に安全保障・外交戦略上のツールとして活用される場合が多い。

(注3)米国の通商政策の大きな特長は、米国憲法上、通商は本来的に連邦議会の権限とされている点である。そのため大統領府が通商協定の当事者となるためには、議会から大統領に対する「貿易促進権限」(TPA: Trade Promotion Authority)を得る必要がある。また、TPAにより、議会は合意された協定の個別の修正ができず、一括して承認か不承認だけを決定することで迅速な審議処理が期する仕組みになっている。なお米国では、通商交渉を直接担当するのは大統領府のひとつである米国通商代表部(USTR)であり、USTRは産業界、消費者、議会などと密接に連携しながら専門的に対外経済交渉を進める。

(注4)例えば、オーストラリアとのFTAは、クリントン政権時代からオーストラリア側が交渉開始を求めていたが実現していなかった。しかし、イラク戦争に対しオーストラリアの極めて強い協力姿勢に米国はFTAで応える形で交渉が始まった。同じくFTA締結を強く希望しているニュージーランドに対しては、ニュージーランドが米国のイラク攻撃に反対したため、米国は同国との交渉開始を棚上げにし、オーストラリアと明確な差別的取り扱いを行った。

(3) 中東で進展,中南米では難航

前掲第1表の米国のFTA交渉状況をみると,ブッシュ政権下で合意もしくは交渉中のFTAは,地域的に中南米と中東に集中していることが分かる。アジアでは発効済みのシンガポールに次いで,タイとの交渉が始まったのみであり,この点はクリントン政権がAPECなどアジアとの通商自由化に力点を置いていたのと比べると対照的である。

第一期ブッシュ政権のFTA戦略で一番 進捗があったのは、中東地域である。中東 地域では、米国はイスラエル、ヨルダン、 モロッコ(以上発効済み),バーレーン(議会審議待ち)の4か国とFTAを締結している。さらに昨(04)年11月には,アラブ首長国連邦(UAE),オマーンとの間でFTA交渉を開始すると発表された。これとは別に,中東9か国との間に貿易投資枠組協定(TIFA)を結んでいる。

ブッシュ大統領は、03年9月に対中東政策の一環として、米・中東自由貿易圏(MEFTA)を10年以内に創設する構想を発表しており、高い水準で包括的な自由化を約束した諸国との間で新たなFTA交渉を開始し、二国間FTAを中東地域に広げ、最終的に自由貿易圏を形成するとしている。中東諸国とのFTA推進は、テロとの戦い、イラク問題との観点から米国の外交、安全保障戦略と密接にリンクしているといえる。

米国のFTAは中東地域で比較的に順調に進んでいるのに対し、もうひとつの焦点である中南米諸国との交渉は総じて難航しており、また合意をみたFTAも米国内で議会審議についても厳しい状況である。主な状況をみておこう。

まずエルサルバドル,コスタリカ,ホンジュラス,ニカラグア,グアテマラの中米5か国を対象とする中米自由貿易協定(CAFTA)は,ブッシュ政権が最初に取り組んだFTAであり,04年5月調印された。米国は並行して交渉,合意されたドミニカ共和国とのFTAをCAFTAに統合し,「DR-CAFTA FTA」として,現在その国内実施法案が米国議会で審議されてい

る。しかし,同FTAについては労働組合が強硬に反対しており,また繊維業界,砂糖業界の強い反対もあり議会承認は難航している。

中米では、もうひとつアンデス諸国(コロンビア、ペルー、エクアドル、ボリビア)やパナマとのFTA交渉行われている。米国は米州自由貿易地域(FTAA)の創設が、加盟34か国での利害対立から早期合意が難しいと判断し、パナマやアンデス諸国とのFTAを先行させ、ブラジル等FTAA交渉で対立する諸国を牽制する意図があるとされる。

しかし,コロンビア,ペルー,エクアドルとの交渉は04年5月に開始されたが,一部農産品とジェネリック医薬品(後発品)を中心とする知的財産権の取り扱いで妥協に至らず,交渉終了目標が延期された(ボリビアは現在交渉から外れている)。また,農産物に関しては,米国もセンシティブ品目を抱えており交渉は順調ではない。

さらには米国の地域通商協定のなかで優先度の最も高いFTAAの創設は、米国とブラジル間の農業問題を中心に根深い対立が続いており、また、加盟34か国間での利害調整も難航し、当初の交渉期限であった05年1月までの合意には至らなかった。

米・ブラジル間の最大の対立点は,ブラジルが米国に農業補助金とアンチ・ダンピングの規律強化の協議を求めているのに対し,米国はそうした議論はWTOの場で行うべきでFTAAの対象外としている点である。米国がオーストラリアとのFTA合意

(04年2月)で、砂糖を関税撤廃の例外品目としたことで、FTAA交渉国はそれぞれの利害で除外品目を求めるようになり、交渉は一層複雑化した。他方、米国はブラジルに対しては、サービス分野、投資、知的財産権などでの改善を求めているが、ブラジルは協議に難色を示し、歩み寄りがみられない状況にある。

(注5)同法案は,本年6月30日,米議会上院本会議で承認された。批准手続きは下院本会議の承認を残すだけとなり,7月末までに正式に採決される見通しがでてきた。ブッシュ政権が採択直前に砂糖業界への譲歩を示唆したことが奏功したとみられる(『通商弘報』2005年6月23日)。(注6)オーストラリアとのFTA交渉では,牛肉,砂糖,乳製品等の農産品市場アクセスで交渉が難航し,最終的には米国が砂糖を例外品目とし,また牛肉の関税撤廃期限を18年後とするなど国内農業への配慮を行った。一方で,オーストラリアの米国小麦への規制(小麦専売制度),また米国の医薬品,エンターテイメント(テレビ番組の国産規制),外国投資規制などの障壁は残った。

(4) 米国が求める「包括性」

第一期ブッシュ政権でFTA交渉の成果が挙がったのは、米国との政治・軍事的結びつきが強い、人口規模が小さい、中東産油国、金融・物流センター(バーレーンやシンガポールなど)など農産物貿易上の対立が無いなど、かなり例外的な諸国であった。反対に、こうした例外性のない国との間では、米国が求める包括性の高いFTAを結ぶことは容易でないことを現実は示唆しているといえよう。

グローバル化による自由化が相当浸透した現状では、FTA交渉に残された分野は非常にセンシティブなものが中心となって

いる。特に農業,サービス・投資,知的財産権など米国が求めるFTAの関心分野は,相手国に政治的な反応をもたらしやすく,しかも米国が途上国に対してWTO以上の水準を求めればなおのことである。

また、米国がFTAに求める「包括性」は、米国内の諸利害がときに相矛盾し、また複雑に錯綜し合うため一貫したものとなり難く、WTOラウンドとの整合性をも危うくする側面がある。

米国の通商自由化の利害は、前述したように寡占的なグローバル企業が中核を成す一方、国内のナショナルな利害(例えば「チープ・レーバー」の流入を忌避する労働組合、輸入品との競合性がある農業、工業分野、様々な市民運動等)が交渉に反映される。このような国内諸利害は、米議会において地域利害と重なり増幅される形で交渉に影響されることが多い。例えば、米国のFTA交渉項目に「労働・環境基準」が必ず含まれるのも、現行TPA承認の際に議会が求めた条件のひとつである。

こうしたモザイク状の経済的利害に加えて、ブッシュ政権のスタンスとして安全保障を通商交渉にリンクさせる色彩が強いため、FTA交渉の一貫性に齟齬をきたし、ひいては米国自身の交渉力低下を招来させる恐れは否定できない。

(注7)また実際のFTA交渉に際しては、センシティプ品目を抱える米国産業、地域の懸念や不満を収束させる様々な手段が議会との交渉で利用される。例えば、輸入を抑える非関税障壁、国内産業を保護する救済策としての補助金措置、貿易自由化により直接マイナスの影響を受けた個人、企業、地域社会に対するセーフティネッ

トとしての「貿易調整支援」(TAA: Trade Adjustment Assistance) などが含まれる (詳しくは,ジェトロ「米国の通商交渉における センシティプ案件とその背景」2003年10月を参照)

2 米タイFTA交渉に至る動き

(1) 地政学的要因が契機となる ASEANへのアプローチ

米国の産業界は、ASEANは経済規模が大きく、成長スピードが高いためFTA締結への関心は従来から強かったが、ブッシュ政権の対アジア通商政策は、02年に入るまでは中国のWTO加盟とその条件遵守にもっぱら関心が集中していたとされる。こうした米国の姿勢を大きく旋回させたのが、「9・11」後のテロとの戦いと中国のASEANに対する素早い動きだったとされる。

「9・11」テロの発生以後,米国のアジアにおける安全保障の最優先事項は,台湾問題からテロ問題に移ったとされ,そのため内部にイスラム勢力を抱えるASEAN諸国との協力関係の戦略的価値が一挙に高まった。また,ASEANとの経済統合に対する中国の積極的な働きかけについては(特にカンボジア,ラオス,ミャンマー,ベトナムのASEAN後発加盟国),自国の市場機会拡大だけでなく,政治的意図としてアジアにおける米国や日本の影響力への牽制,また台湾問題での優位性強化があるとの認識である。

こうしたASEANを取り巻く地政学的変

化を背景に,ブッシュ政権は02年10月に EAIを発表し,本格的にアジアでのFTAに 目を向けるようになる。米国はこの構想の なかで,ASEANを中国のように一括して 扱うのではなく,ASEAN各国の経済発展 段階の水準等に応じ,個別に二国間FTA を積み上げ,最終的にネットワーク化する 方向を示した。

そしてASEAN加盟国のなかでは、WTO加盟国、米国と貿易投資枠組協定(TIFA)を結んでいる国、とFTA交渉を行う用意があると表明した。交渉開始条件としては相当高いハードルであり、当時その対象となるのは、シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイの5か国であった(マレーシアとはその後04年5月にTIFAを締結)。

(2) なぜタイなのか

EAIが発表された時点で、シンガポールは米国とのFTA交渉の最終段階であった(03年5月調印)。ASEANのなかでシンガポールが先行して米国のFTA交渉の対象国となったのは、安全保障面では米国への強い依存と米国のイラク攻撃に対する積極的な支援であり、経済面ではシンガポールが実質的な農業分野を持たない都市国家であり、包括性の高いFTAを短期間に合意できるという点にあったと考えられる。米国はシンガポールとの間で、はじめて原産地規則、サービス、投資、知的財産権、電子商取引、労働・環境などを含む包括的FTAを結び、以後ASEANとのFTAのモデ

ルとするとした。

シンガポールに次いで,なぜタイが最初の交渉相手となったかという点は,タイの良好な経済状態以外に,ブッシュ政権のロジックからして,タイが米国の安全保障上のパートナーとして「合格点」を取ったことが決定的だといえる。

タイは米国の対イラク武力行使の際,南部イスラム勢力に対する配慮もあり中立姿勢を表明したため,両国関係は一時的に良好とはいえない時期もあった。しかし,タイがイラク復興支援として,工兵・医療部隊を中心にタイ軍約450名をイラクに派遣すると,これに対しブッシュ政権はタイを

「テロに対する戦争」の重要な「非NATO 主要同盟国」(Major Non-NATO Ally)と 評価した。ブッシュ大統領とタクシン首相 がFTA交渉を開始することで合意したの は(03年10月19日),タイのイラク派遣決定 直後のことだった。

反対に米国とのFTA締結を希望していたフィリピンは、米国の旧植民地であるという深い関係があるものの、フィリピンがイラク派遣部隊を撤退させたことで、両国関係が悪化し、米国がFTAに消極的になったとされる(なお現在は関係が修復されており、タイの次の交渉国としてみられている)。

第2表 タイのFTA交渉の進捗状況

中国	・2002年10月,ASEAN - 中国FTA枠組み協定 (ASEAN原加盟6か国とは2012年までに通常品目の関税撤廃,センシティブ品目は20%以下とする)
不 国	・ <u>枠組み協定に基づくアーリーハーベスト(先行関税撤廃)</u> 2003年11月より野菜,果実の関税撤廃,2004年1月より農産物の関税を10%以下に引下げ開始
オーストラリア	・2004年7月調印 ,2005年1月発効 ,タイにとり貿易・サービスを含む初めての包括的FTA タイ側のセンシティブ品目である農産品では10~25年の時間をかけ関税撤廃 (牛肉15年 ,牛乳20年など)
ニュージーランド	・2004年6月から交渉開始 ,同年11月実質合意。2005年7月発効予定 ,包括的FTA オーストラリアとのFTA合意同様 ,NZ産牛乳 ,肉についてはタイは20年かけ関税撤廃
日本	・2004年2月交渉開始,本年7月の大筋合意をめざす 農林水産分野では協力案件を含めたパッケージで合意,タイ側は自動車・同部品,鉄鋼製品の関 税撤廃に難色
米国	・2003年10月交渉開始で合意,04年6,10月,05年4月と3回の交渉実施。次回は05年7月 米国側は知的財産権,サービス・投資,環境・労働を含む包括的なFTA締結をめざしており,協議は難航が予想される
EFTA (欧州自由貿易連合)	・ <u>2005年5月から交渉開始</u> EFTAはスイス ,ノルウェー ,アイスランド ,リヒテンシュタインの4か国
インド	・2003年10月,包括的経済協力枠組み協定調印 アーリーハーベストとして,82品目については2006年9月までに関税撤廃
バーレーン	・2003年10月,経済協力枠組み協定に調印 サービス分野については,それぞれ関心の強い分野から交渉開始
ペルー	・2003年10月にタイ・ペルー緊密経済連携枠組み協定に調印 2004年1月からFTA交渉を開始
BIMSTEC	・2004年2月,BIMSTEC加盟6か国(ブータン,インド,ミャンマー,ネパール,スリランカ,タイ)との間で FTAを含むBIMSTEC協力枠組み協定に合意、04年6月バングラディシュも参加合意 BIMSTECはバングラディシュ,インド,ミャンマー,スリランカ,タイとの間の協力推進を目的に97年に結成された,その後ネパールとブータンが参加
韓国	・今年度中の交渉開始予定

資料 筆者作成

一方,米タイFTA交渉そのものはタイ側の要請で始まっており,そのねらいは最大の輸出市場である米国への特恵的アクセスが主眼である。近年,米国の輸入におけるタイのシェアは,メキシコや中国に取って代わられる形で低下しているため,タイはFTAによる輸出拡大に大きな期待を寄せている。

また、01年に誕生したタクシン政権は、農村振興などの内需拡大策と輸出産業の伸長を同時に進める「デュアル・トラック」(dual track)政策を採っており、各国とのFTAを輸出産業育成、強化のテコとして活用する政策を打ち出している。政治的にも、タイは米国、中国、日本、インドなど大国とのバランスを取る形でFTAを進めることで、通貨危機後インドネシアが不安定化するなか、タイがASEANの中心であると対外的にアピールする意図があるとみられる(第2表)。

(3)「米タイ友好通商条約」の改訂問題 米タイFTA交渉については,その歴史 的前提といえる両国関係をも理解しておく べきで,そのためには時間をおよそ半世紀 近く戻して考える必要がある。

米タイ関係を振り返ると、冷戦の開始とともに1950年に「米タイ経済技術協力協定」と「米タイ軍事援助協定」が、また翌51年には「相互安全保障条約」(MSA条約)が締結され両国間の軍事、経済両面での協力体制が形成された。その後、ベトナム戦争やインドシナ情勢が緊迫化するなかで、64

年以降タイは米国に軍事基地を提供し,東南アジアにおける反共戦略のかなめの地位を果たした。タイが「ベトナム特需」として米国から受けた経済的効果は極めて大きく,例えば1966~71年の間で15億ドル,68年度の支払額3億1,800万ドルは同年度のタイGNPの6%にも相当し,タイの経済開発の基盤として後年大きく貢献した。

このような緊密な米タイ関係を背景に, 66年に「米タイ友好通商条約」(Treaty of Amity and Economic Relations)が締結され, 米国企業はタイ国内で「内国民待遇」を受 け,タイの外国人投資法(Thai Foreign Business Act)上の制限や許可条件から基 本的に免除されるという特典を得ている。 ただし,同条約でも 輸送, 通信, 資 産運用・管理業務(fiduciary functions),

預金関連銀行業務 (banking involving depositary functions), 土地及び天然資源の開発, 国内農産物の国内流通,の5分野は例外とされた。

この条約が結ばれた当時のタイでは、外資規制がほとんどない状態だったため、同条約が米国企業にとり必ずしも大きなメリットだった訳ではないが、その後タイが産業化政策を進め外資制限を強化するようになると、友好通商条約は米国企業にとり大きな優遇となった。しかし、米国だけを特別優遇する通商条約の規定は、WTOの「最恵国待遇」の原則と矛盾するために、05年1月までに是正するように求められていた(この問題は、米タイFTA交渉中はペンディング扱いとなっている)。

したがって米タイFTA交渉は,友好通商条約の改訂という両国間の歴史的関係の再定義という問題を含んでいる。米国にとってはタイとのFTAは,まず既得権維持の観点から絶対的に必要なものであり,実際米国側が議会からFTAの交渉権限を得る際,友好通商条約の水準を維持することを条件にしている。さらに,米国はFTAにおいて友好通商条約で除外された金融,運輸,通信等を含め原則参入自由を求めており,たとえ除外分野が残る場合も制限を受ける分野を列挙するネガティブ・リスト方式(友好通商条約はこの方式)での合意を要求している。

しかし,タイからすると,友好通商条約の規定は「冷戦の産物」であって,米国への特別待遇をむしろ縮小したい意向があり,両者の対立には歴史を反映した深い溝がある。また,米国の求めるネガティブ・

リスト方式については,それに伴う国内法 改正に大変な困難が伴うため交渉進展の障 害だとしている。

- (注8) たとえば,米国の北ベトナム爆撃の約8割がタイ国内の基地から飛び立ったものだったという。末廣昭(1993)『タイ 開発と民主主義』(岩波新書)p.55
- (注9)桐山昇・栗原浩英・根本敬(2003)『東南 アジアの歴史』(有斐閣)p.222
- (注10) この優遇メリットを享受している在タイ米 国企業は1,293社に上るという(TDRI(2003) p.103)。

3 米タイFTA交渉の主要争点

昨(04)年6月から開始された米タイ交 渉は昨年2回,今年4月と計3回の協議が 行われたが,これまでのところ交渉の枠組 設定のための意見やデータの交換の段階で あり,本格的な交渉はこれからの状況であ る。

しかし,米国がFTAに求める内容が,

第3表 米タイFTA交渉において予想される主な争点

	米国側の主張	タイ側の主張							
農産物	・農産物に対する関税引下げ ・タイの平均関税率は24%と高率(最恵国待遇)で 最終消費者に届く段階の食品ほど関税率が高い ・国内税, ライセンス, 表示・認証基準などの非関税 障壁の撤廃	・野菜果実, 魚介類・同加工品などの関税引下げ・砂糖市場の開放・様々な非関税障壁の撤廃 (輸出補助金制度,アンチ・ダンピング課税への反対)							
非農産物	・自動車・SUV関税(80%,完成車)の引下げ・繊維製品の関税(25~40%)の引下げ・輸入数量制限,輸入ライセンス措置等,非関税障壁の是正	・繊維・衣料(品目により40%)の関税引下げ ・小型トラック関税率(25%)の引下げ							
サービス・投資	・全面的な開放,資本移動の自由 ・ネガティブリストに基づく市場開放 ・規則の透明性向上,規制制定に関しての通知,意 見表明プロセスを用意する	・タイのサービス・投資分野の開放は慎重に進めるべき ・金融分野の全面的な開放はリスクが大きい。 ・ネガティブリストの対応は国内法との関連からも 難しい							
知的財産権	・著作権, 特許, 商標権(地理的表示を含む), 農業, 医薬品データなどの実効性ある保護	・TRIPS以上の知的財産権保護は国民生活全般に 悪影響をもたらす ・ジェネリック薬品、HIV関連薬品の価格上昇に対 する不安							
労働·環境基準	・ILOの労働基準遵守を要求 ・環境保全に関する高レベルの法令導入	・米国の求める労働基準・環境保全レベルの引上げは、タイの競争力低下につながる懸念がある							

資料 USTR(2005)およびタイの新聞報道から筆者作成

農産物、サービス・投資、 知的財産権、労働・環境基準などタイ側のセンシティブ分野を広範に含み、かつ自由化レベルが高いことがいまたがい、タイ側の懸念は強まっており、交渉の難航と長期化は避けられないとみなっている。

米タイ交渉において,主 な争点となるとみられる市 場アクセス,サービス・投 資,知的財産権について, 以下で整理しておきたい (要約は第3表参照)。

(1) 市場アクセス問題

a 貿易概況

米国通関統計によると、04年の米国のタイへの輸出額は64億ドル(米国の輸出相手国として世界23位)、タイからの輸入額は176億ドル(同16位)である。また反対に、タイからみた米国との貿易ウェイトは、輸出先としては第1位で約16%のシェアであり、輸入先としては日本に次ぐ第2位の約8%を占めている(ちなみに04年の日タイ貿易は、日タイ202億ドル、タイ 日141億ドル。

第4表 米国のタイへの輸出

(単位 百万ドル,%)

_							
JI	頁位	H S 2桁 分類	項目	2000年	04	変化率 (04/00)	品目シェア (04)
	_	1	合計	6 643	6 363	4 2	100 0
	1 2 3 4 5 6 7 8 9	85 84 90 29 40 71 52 88 98 72	電気機器・同部品 一般機械・同部品 光学・医療機器 有機化学品 プラスチック・同製品 宝石,貴金属 綿・綿織物 航空機 その他,特定分類品 鉄鋼	2 699 996 255 161 195 106 70 532 158 21	1 915 1 245 313 230 217 217 191 177 161 160	29 0 24 9 22 6 43 1 11 2 104 2 171 0 66 7 1 8 669 7	30 1 19 6 4 9 3 6 3 4 3 0 2 8 2 5 2 5
	11 12 13 14 15 16 17 18	10 87 13 33 27 38 23 41 44 28	穀物 輸送機器 大豆等油種植物 化粧品,香水等 鉱物性燃料及び鉱物油 化学工業製品 大豆カス等の飼料 原皮 木材パルプ 無機化学品	51 133 149 33 55 65 82 57 77 49	100 84 79 78 78 75 75 69 57 49	98 0 37 2 46 6 136 8 41 2 14 7 8 4 20 6 25 8 1 8	16 13 12 12 12 12 12 12 11 09

資料 米国商務省データより作成

(注) 合計にはその他の項目を含む。

第5表 米国のタイからの輸入

(単位 百万ドル,%)

					(羊四 日)	/J 1-70 , 70)
順位	H S 2 桁 分類	項目	2000年	04	変化率 (04/00)	品目シェア (04)
_	_	合計	16 389	17 577	7 2	100 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9	85 84 71 61 62 40 16 03 94 39	電気機器・同部品 一般機械・同部品 宝石、貴金属 ニット衣料品(カーリー) がム・同製品 肉,魚介等の調整品 魚介類 家具 プラスチック・同製品	3 867 2 947 878 1 014 827 634 774 1 020 317 186	4 418 2 973 1 152 938 884 865 807 545 504 324	14 2 0 9 31 2 7 5 6 9 36 5 4 2 46 5 58 8 74 0	25 1 16 9 6 6 5 3 5 0 4 9 4 6 3 1 2 9 1 8
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	90 64 20 95 73 63 98 87 44	光学・医療機器 履物 駅東,果実等調整品 玩具,スポーツ用品 鉄鋼製品 繊維製品 その他,特定分類品 輸送機器 木材・同製品 穀物	373 328 142 260 172 118 92 73 180	305 288 255 238 209 197 184 175 167	18 2 12 2 79 7 8 4 21 6 67 3 100 7 141 0 7 4 31 8	17 16 15 14 12 11 10 10

資料,(注)とも第4表に同じ

品目構成をみると、米国からタイへの輸出では電気機器、一般機械がそれぞれ30%、20%を占め、次いで光学・医療機器、有機化学品、プラスチックとなっている(第4表)。一方、米国のタイからの輸入では、集積回路や半導体などの電気機器・部品が25%、事務機械・部品やコンピュータなどの一般機械が17%とこちらも工業製品のシェアが高く、次いで衣料品(ニット・それ以外合わせて)が10%となっており(第5表)、両国間の貿易関係は相当水平度が高いといえる。

FTA交渉の市場アクセスで問題になるのは,双方とも輸入品と競合関係にある国内産業分野が中心である。タイ側では農産物であり,米国側は小型トラック,自動車部品,繊維・衣料品,履物などについて,タイの労働・環境基準とも関連し反発の声が出ている。

b 農産物

米タイ間貿易における農産物の占める割合は、比較的小さく競合性も余り無いものの,自由化の度合いが低いこともあり,FTA交渉の大きな争点となっている。特に,タイにとり農業は労働力人口の約半分を占める重要産業でもあり,農業分野の市場開放は難航すると予想される。

両国の農産物貿易(04年)は往復で約18億ドル,このうちタイから米国へ約11億ドル,米国からタイへは約7億ドルの輸出で,収支はタイの大幅な黒字である。タイから米国へは,ゴム,加工水産物(ツナ缶詰等),

冷凍エビ,果実・野菜等調整品,木材・同製品,穀物(コメ)が輸出され,一方,米国からタイへは綿,穀物,大豆,大豆カス等飼料が主に輸出されている。基本的にタイが熱帯産品を,米国が温帯産品を輸出し合う補完性の強い関係にある。

両国とも農産物への関税水準は工業製品に比べ高く、特にタイの農産物関税(最惠国待遇)は24%と高く、肉、生鮮果実・野菜に関しては40~60%に達する。さらに、タイでは物品税、付加金(surcharge)、ライセンス税、表示・認証基準などの非関税障壁が大きいことを、米国は問題視している。米国議会調査局(CRS(2004))のレポートは、タイ側の関税や貿易歪曲的な措置が実質的に低下すると、米国からタイへ年間で3億ドルの農産物輸出増が可能との見方を示している。(CRS(2004)p.10)具体的には、肉、酪農品、砂糖、アルコール飲料、タバコの輸出拡大を期待している。

これに対しタイ側は、米国の野菜・果実, 魚介類・同加工品などの高い関税率の引下 げ,現在割当制となっている砂糖(タイは 米国の砂糖輸入先の第3位)などでの自由化 を期待している。またタイは,2002年米国 農業法にみられる農業補助金政策に対し, 強い不満を持っている。米国は国内で膨大 な補助金を利用しながら農業の競争力を高 め外国に市場開放を求める一方,タイが関 心を持つ砂糖などでは強い保護を与え市場 開放を拒んでいる。米国の砂糖業界は強力 なロビー活動を通じ,オースラリアとの FTA合意でも例外品目扱いを獲得し,ま た現在審議中のCAFTAの議会批准には根強い反対を行っている。

c 工業製品

工業製品では,米国はタイの高関税品目である乗用車・SUV(関税率80%,完成車輸入の場合),オートバイ(関税率60%),ノックダウン自動車部品(同33%),繊維製品(同25~40%)の関税率引下げ,非関税障壁の撤廃を求めている。

一方,米国の工業製品の関税率は既に低く、平均して2~3%程度に過ぎない。しかし、繊維・衣料では品目により高関税が残存しており、またタイが得意とする小型トラックでは25%の関税が設定されている。米国自動車産業はタイに対して自動車輸入関税の削減を求める一方、タイが関心のある小型トラック関税の引下げについては、米議会に強い影響力を行使し強く反対しており、工業製品分野での争点のひとつになっている。

(注11)現在,米国のタイ産砂糖への割当枠14,743トンで,枠を超えた輸入には0.16ドル/ポンド,従価換算で200%近い高関税が設定されている。また,米国砂糖業界の強い政治力について,ローレンス・ブルーザー(2004)は「全米の農産物販売額のうち,砂糖のシェアはわずかに1%にすぎないが,農業関連の政治献金ではその17%を砂糖業界が支出している。同業界の運動組織は30州から50州の規模で展開可能であり,したがって議会に対する影響力は絶大である」と指摘している(p.15)。

(2) サービス・投資

米国商務省統計によると,03年の米国の タイへの民間サービス輸出額は約11億ドル であり,これは同年のタイ向け財輸出額58 億ドルと比べても相当大きな規模である。これ以外に,投資収益(直接投資収益,利子・配当)や資本収支に計上されるキャピタルゲイン等を加えると,米国がタイでのサービス・金融分野の自由化へ強い関心を持つ理由が理解できよう。特に金融,国際物流,通信などは米国が国際競争力を持っている分野であり,タイ国内だけでなく,タイを窓口にASEAN工業部門のサプライチェーンに食い込もうとする戦略が浮かび上がってくる。

米国側の米タイFTA推進ロビー団体であるUS-Thailand FTA Business Coalitionは100以上の大企業,業界団体で構成されているが,巨大な金融・サービス系企業が中核を占め,Fedex,GE,New York Life,QUALCOMM, Time Warner,Unocalが役員(co-chair)の座にある。米タイFTAのモデルとされるシンガポールとのFTAにおいても,こうしたサービス企業が実質的に交渉をリードし,政府の認証・免許が必要な分野(例えば,空港,安全保障分野,弁護士・会計士,原子力エネルギーなどの国家政策に係る分野など)などを除き,全面的に市場開放することで合意した。

しかも佐々木(2004)によると,シンガポールとのFTA交渉で米国が示した要求は,単に受動的な意味での内国民待遇ではなく,事前に当事者としてその国でのルール策定に関与し,参入後においてもモニタリングを行い,何か問題が発生した場合,米国企業の不利にならないような紛争処理メカニズムを含む「積極的」なものであっ

た。

米国が求める自由化は,まさにグローバルに活動する自国サービス企業の経済活動を担保すべく,ときに相手国の主権範囲に踏み込んだ水準を求めていることが分かる。こうした自由化の方向性は,米国の05年版『外国貿易障壁報告書』(USTR(2005))においても,タイのサービス・投資分野での「規則の透明性向上」とそれに対する米国の関与として要望されている。

一方,タイにとってサービス分野はGDPの52%を占め(04年),雇用のウェイトも大きな分野である。タイの製造業分野は,80年代以降の外資導入政策により開放が進み,既に外資が中心となっているのに対し,サービス分野は政府の保護・規制の下でタイ企業が支配的な領域である。米国はFTAで金融,輸送,通信分野など友好通商条約で除外されていた分野も含めたサービス市場の開放を求めており,タイ側では広範かつ強い抵抗が予想される。

議論の多いサービス分野のなかでも,特に金融は米国の関心度やタイ側の利害の大きさからして,FTA交渉の中心的な争点になると考えられる。

タイの銀行部門は,97年の通貨危機を契機に相当規制緩和が進み,現在は10年間の期限付きながら100%外資の参入が可能である。しかし,10年を超えた段階で外資比率は49%とする必要があるほか,店舗数(外銀は3店舗まで,うちバンコク1店舗)や駐在員数などの制限が残っている。また,保険,証券,資産管理業務では広く外資規

制がある。

タイは04年初めに「金融セクター基本計画」を発表し、段階を踏んだ自由化により銀行の経営効率性と競争力向上を図っていく方針を示している。しかし、タイが自国ペースで進めようとしている金融自由化と米国が求めるものとの隔たりは大きい。米国はシンガポールとのFTAにおいて、保険、証券、資産管理などを含む金融全分野での自由化を獲得しており(第6表)、これをモデルに高いレベルの合意をめざす方向は崩さないとみられる。

サービス分野の自由化において米タイ間の対立の背後には、FTA交渉でのモダリティ(保護削減の基準)の違いがある点も注目しておきたい。FTA交渉において、米国はサービス分野の開放を「投資」の項目として扱うよう求めているのに対して、タイ側は「サービス」項目として協議したい意向である。米国側はサービス分野開放を投資自由化の観点でとらえ、短期資金を含めた資金移動の完全自由化と投資に関する紛争処理メカニズムの構築を求めている。

米国の投資は,直接投資でも証券投資に 近いものが多く,資金移動が激しいのが特 長的である。タイへの直接投資のネットフ ロー金額を国別にみてみると,米国は97年 の通貨危機を契機に急増するが,01年以降 のタイ経済の回復過程ではネット流出傾向 にある(第7表)。実際,米国は不良債権 処理に逢着したタイの金融機関を買い,再 建後に再売却することで大きな利益を得て

第6表 米シンガポールFTAにおける金融分野の主な合意内容

サ分 ー ビ ス 般	・シンガポールは、ごく例外的な分野を除いて、すべてのサービス市場を米国に開放
	・米国のサービス企業は公正,無差別な扱いを,クロスボーダーのサービス取引,投資,現地進出に際して受ける
	・サービス分野に含まれる業種としては、コンピュータ関連サービス、音楽映像サービス、電気通信、建設・エンジニアリング、観光、広告、国際宅配便(EDS)、専門的サービス(建築家、エンジニア、会計士等)、流通業(卸小売、フランチャイズ)、成人教育・研修、環境、エネルギー
	・金融分野は無差別, 最恵国待遇を原則に, 追加的な市場アクセスを義務化
金融	・フルサービスの免許銀行は,初年度30か所まで,2年以内に無制限に店舗開設が可
ITJA	・米銀の現地子会社はシンガポールのATM網に2年半以内に接続申請可(米銀本体は, 4年以内に可能)
	・米国保険会社への市場アクセス拡大
	・米国保険会社は子会社, 支点, 合弁企業を設立する完全な権利を持つ
	・シンガポールは外国の保険会社によるクロスボーダー保険販売の解禁を確約
保険	・米国保険会社は海上保険,航空・輸送(MAT)保険,再保険,再保険及びMAT保険の保険ブローキング,保険支援事業を行うことができる
	・企業向け保険に関しては, 事前の法的認可が不要, 事前承認が必要なその他の商品でも, 迅速な手続きで対応
	・米国の金融機関に対し,民間の社会保障制度に加入しているシンガポール人向けの金融サービス提供に関して 要件緩和
	・証券・関連金融サービスの自由化
証券	・米国会社は資産管理, 証券業務をシンガポールでの支点開設または現地企業の買収を通じて行える。
	・米国会社は年金業務をシンガポールの民営社会保障制度を通じ提供できる, 在シンガポールの投資マネージャー数についても要件緩和
,,	・米国を本拠とする会社は資産運用業務を、シンガポールの関連会社を通じて売却可能
	・米国企業は金融情報,アドバイザリー業務,データ処理業務のクロスボーダー提供についてシンガポール企業と同等の扱いを受ける。

資料 TDRIレポート, P.128~P.133頁

おり,こうした 行動に対しては タイの国民感情 の反発があるこ とも事実である。

(注12)サービス 貿易は ,「運輸」 「旅行」「その他 民間サービス」 (音楽映像,コ ンピュータソフ

トなどの著作権,工業所有権(特許権,商標権 等)など知的財産権取引からの所得やロイヤリ ティ・ライセンス料等)から構成される。これ 以外に,投資収益(直接投資収益,利子・配当), 政府サービス(在外公館,在外軍隊・軍機関な どの取引)を広義のサービス貿易に含めること がある。

第7表 直接投資の国別ネットフロー額の推移

(単位 百万ドル)

									(=	单位 白	<u> カドル</u>)
	1994年	95	96	97	98	99	00	01	02p	03p	04p
日本 米国	124 156	557 260	523 429	780	1 485 1 284	489 641	869 617	1 377 57	632 239	816 176	733 392
EU ASEAN	121 199	178 165	170 312	360 297	912	1 369 572	507 387	188 1 649	440 1 223	15 670	31 148
香港	319	279 97	215	444	395	233	333 159	162	24	356	4
台湾 韓国	83 13	12	138 25	133 31	106 72	122 4	5	116 23	77 43	81 28	88 26
中国	1	2	4	8	5	2	6	1	20	21	0
その他共計	1 325	2 004	2 271	3 627	5 ,143	3 562	2 813	3 873	1 023	1 882	485

資料 タイ中央銀行 (注) 出資, および関連会社融資合計のネット流出入額を対象とする。02~04年は速報値。

(3) 知的財産権

米国は従来からタイでの知的財産権の侵 害について強い不満を示してきた。03年だ けで米国企業の損失額を1.66億ドルと推定 している(USTR (2005))。タイ政府も違 法行為への対策を近年強化しているもの の,現実にタイ国内法の整備やその実効性 は米国の求めるものと大きな開きがあるの が実情である。

タイ側は、米国の知的財産権の保護水準がその産業構造や政策を反映し、非常に強く、WTOの規定する「知的財産権の貿易関連側面」(TRIPS協定)以上の内容となっており、FTA交渉でもいわゆる「TPIPSプラス」を求めてくるのではとの警戒感が強い。

知的財産権分野での米国側の強い関心は,著作権,商標権の強い保護,特許期間の延長,農業(植物種)及び医薬品開発での先発権(date exclusivity)にあるとみられる。特にタイとの交渉では,ソフトウェアや音楽・映像等の著作権保護(光ディスク模倣の排除を含めて),薬品の特許期間延長(20 25年)と先発権などが争点になると予想される。

このなかでも医薬品問題は、米国の大手薬品企業がFTA交渉に組み込むよう強いロビー活動を行っており、他方タイ側でも国民の健康福祉に直接関連してくるだけに大きな争点とみなされている。医薬特許とジェネリック薬問題は、タイだけでなく途上国では大きな政治・社会問題であり、米国は中南米諸国とのFTA交渉においてこの分野で激しい反発を受けている。タイでも、米国が求める医薬品特許の延長や先発権によって、タイの主流であるジェネリック医薬品の価格上昇につながるとの懸念が根強い。

また,強制実施権 (compulsory licensing)

の取り扱いも論議の的である。01年11月 WTO閣僚会議での「TRIPS及び公衆の健康に関する宣言」(ドーハ宣言)は,国民医療が知的財産権に優先することを認め,国民福祉の目的での並行輸入,また強制実施権により国が特許を破棄する権限があることを認めている。途上国の場合,少なくとも2016年まで強制実施権により,医薬品を特許制度から除外する権利を有するとされている。

しかし、米国はHIV/AIDS治療薬やSARS、鳥インフルエンザなどの感染症医薬品について、タイ側に強制実施権の放棄を求めており、両者で激しい論争となっている。『通商弘報』05年3月11日)。米国はシンガポールのFTAにおいて、強制実施権の規定は反競争的な行為が決定的な場合、公共の非営利目的で利用される場合、国家の有事及びまた極めて緊急性の高い事態が発生した場合の3つに限定している。強制実施権の適用解釈を巡っては、それを狭く限定しようとする米国側の姿勢は途上国との間で政治問題化しやすい争点のひとつである。

知的財産権問題は医薬品以外にも,植物・種子等の農業関連など,広く国民生活に影響を及ぼすものも多いため,米国のスタンス次第ではタイの環境保護団体やNGOの反発も含め,非常にセンシティブな問題に発展するリスクを抱えている。

(注13) 先発医薬品の開発には,基礎データから医薬品の有効性・安全性のデータ等をそろえて申請し,承認・許可・発売に至るまでに多額の費用と時間を要するため,先発権による再審査期

間を設定し後発品企業の参入を制限することで, 特許権などともに先発企業の利益確保と新薬開 発のインセンティブを高めようとしている。

(注14)新任の駐タイ米国大使は、「ドー八宣言を尊重し、HIVのような重大な感染症向けの医薬品についてはFTAで議論しない。」と述べ、タイ世論の反発に配慮する発言を最近している(Nation, 9. June. 2005)

4 まとめ

(1) 米タイ交渉の行方

これまでみてきたように米国がタイに求めるFTAは包括的なものであり,また単に通商自由化交渉という枠にとどまらず,過去の歴史的な関係の再定義を含むものである。そのなかで米国の関心の強い分野は,いずれもタイの経済システムの制度変更を必要とするものであるだけに,現段階においてもタイ側の抵抗は強く,今後本格的な交渉が始まるとタイの世論の大きな反発も予想される。

米タイFTA交渉の構図が次第にはっきりするにしたがい、当初は早期妥結に熱心だったタクシン首相も拙速の必要はないとの方向に転換したとされる。米タイ交渉に期限は設定されていないが、タイ側交渉団は「2年以内の合意をめざす」としており、交渉の難航と長期化を見越した姿勢が読み取れる。タイの新聞論調も、米国とのFTAがタイの利害と大きく対立するとの認識が深まるにつれて慎重論が増大している。

米タイ交渉において,米国は「安全保障」 「市場」のカードを持ち圧倒的に優位な交 渉地位に立っている。しかし、米タイ FTAはタイが非対称に自由化の痛みを伴 うものであることを考えると、米国がタイ に、主体的に自由化を実施する枠組みを許 容することなしに、合意に達することは不 可能だとみられる。

結局、米国側も包括的なFTAという前提は堅持しながらも、センシティブな分野は実行可能な範囲にとどまるよう交渉する必要があり、タイ側に再協議や時間的な経過措置、国内産業に対するセーフガードなどで妥協することが求められよう。米国自身も国内に農業などタイとの包括的交渉と相反する利害もあり、また安全保障上の配慮という側面もある。ブッシュ政権の性格からして、タイとの交渉にどれだけ妥協するかは、安全保障を含めた地政学上のタイの価値を第一の基準としてくるのではないかと予想される。

それでも米タイ交渉で利害の均衡点を見いだすまでには,交渉範囲が広く利害対立が深いことを考えると,相当の時間と相互の政治的調整力が要し交渉の紆余曲折は避けられないとみられる。

米国の国内情勢の方も,タイとのFTA 合意を楽観視できない状況にあるとみられる。ブッシュ大統領は,今年6月末に期限が来るTPAの更新(2年間)を議会に申請しており,その可決が米タイ交渉進展の不可欠のステップである。現状,更新はほぼ確実視されているが,TPA更新がそのまま二国間FTAの推進につながるといえないのが一般的な見方である。

第一期ブッシュ政権のFTAの成果につ いての評価は,議会だけでなく政権内部で も高くないのが実情であるという。通商自 由化協定は, もともと米国議会では関心レ ベルが低いテーマであり,二国間FTAの 拡大については、そのメリットやWTOと の整合性について疑問視する見方は根強い ものがある。また,米議会はイラク問題に 加え,ここ2,3年は国内税制改革,社会 保障改革など優先度の高い国内課題を控え ており,通商問題について時間を割く余裕 が少ないとされる(税制,社会保障改革, 通商問題ともに,上院財政委員会,下院歳入 委員会での審議必要)。さらに中国からの輸 入急増,人民元問題から議会の保護主義的 なムードは最近高まっている。

こうした状況から,議会のスタンスとしては,国内問題に抵触するFTAについては先送りのスタンスで臨む公算が高いとみられる。この点で,現在審議中のDR-CAFTAの議会承認が得られるかどうかが,二国間FTAだけでなくブッシュ政権の政治的リーダーシップの試金石となってきている。今後二国間FTA交渉や議会審議の難航という事態となると,米国内ではFTAよりはWTOドーハ・ラウンドの推進を優先すべきとの声が強まってくると予測され,米タイ交渉への影響は避けられないとみられる。

(注15)『通商弘報』(2004年11月17日)によると, USTRの元高官は第2期ブッシュ政権の通商政 策についてインタビューでこう語っている。「上 下両院を制した共和党は,二国間,地域間, WTOからなる自由貿易戦略は混乱を招くとし て、これを見直したいと考えている。また、カタールやアラブ首相国連邦など小国とのFTAは面倒で時間ばかりかかるとの認識がある。地域間FTAへの関心も薄い。国内にFTAAを支持するコンセンサスはなく、一部の農産物生産者を中心にむしろ反対意見が多く聞かれる。議会にはWTOのドーバ・ラウンドなど多国間交渉を優先したいとの考えがある」としている。

(2) タイとのFTA交渉における米・日 の相違

米タイFTA交渉の内容や特長をみると,同じタイを交渉相手国としていても日本と 米国のFTAの性格が大きく異なっている ことに気付かされる。その違いについて, 以下でまとめておきたい。

第一に、関心領域の違いである。日本は EPAと称しているが、その中身は商品貿易 の関税撤廃に大きなウェイトがあるに対し て、米国はサービス・投資、知的財産権、 労働・環境基準などに重点があり、より包 括性への指向が強い。日本とタイとの関係 は、自動車、電器産業に代表される製造業 の直接投資が中心であり、「日本の工場」 や「日本の輸出市場」として経済的なもの に利害が集中している。

第二には,こうした関心領域の違いを反映して,交渉に求める自由化のレベルと要求度が異なっている。米国が関心を持つ領域は,サービス・投資の自由化や知的財産権の強い保護や実行性改善など,法整備や経済システム全体の制度変更を必要とする自由化であり,それらは強い自由化要求となって現れる。

これに対して,日本の主たる利害は,製 造業を中心する企業ネットワークの事業機 会の増大であり、相手国の既存制度の改善で対応できるものが大半である。たしかに日本の産業界には、タイの経済発展に貢献してきた日本になぜ内国民待遇を認めてくれないかという不満はあるものの、これに対して米国のように強く自由化を迫るという姿勢はみられない(統計定義の違いもあり単純に比較できないが、米・日のタイへの直接投資額は04年末でそれぞれ約78億ドル、約99億ドルである)。

第三に、日米のFTAにおける戦略性と交渉力の明確な格差があげられる。良し悪しは別にして、米国の交渉スタイルは「安全保障」と「市場」の2つのカードを持ちながら、包括的なFTAを求めるという強いものである。これに対して日本は明らかに戦略性、交渉力において米国に劣後しており、日タイFTA交渉の最終局面において「大型自動車、鉄鋼製品等の段階的な関税撤廃」という、米国の要求内容と比べると大きな争点とはいえないレベルでタイ側の強い抵抗を受け難航している。

こうした交渉上の格差は、タイとの関係における日米の基盤の違いが根底にあると思われる。米国とタイをはじめとするASEAN各国の結びつきは、政治・軍事、経済、社会、教育など複層的であり、また英語や米国への移民などを通じダイレクトなコミュニケーション経路が確立されている。これに対して、日本とASEANとの関係はほぼ経済関係に限定されており、我が国の産業界の思いとは裏腹に日本のASEANへの軸足は意外ほど浅いのが実態

である。中国もASEANとの関係においては,歴史的に中国系住民の移動を通じ日本より深い結びつきを持つ面がある。

日本のFTAには戦略性が乏しいとよく 指摘されるが,その背景にはこうした相手 国との多面的な関係の乏しさがあるといえ よう。米国や中国が多面的な関係を背景に ASEANとのFTAを構築しようとする動き に対して,日本のFTAはその防衛的な措 置として推進されているという色彩が強い のが実態である。そこではFTAを戦略的 ツールとして利用する発想が希薄であり, FTA合意そのものが重視される傾向が強 いようにみえる。しかも交渉の関心が経済 関係に限定されるため,日本の産業界の要 求獲得が日本農業の開放とトレードオフに つながりやすい構造がある。日本・メキシ コFTAなどはその典型といえよう。

(注16) ASEANは1967年にシンガポール,タイ,マレーシア,インドネシア,フィリピンの5か国を原加盟国として設立され,公式には経済,社会,文化などの地域協力を目的にしていた。しかし,80年代以降,世界的な注目を浴びる以前のASEANは「紙の上だけの組織」と呼ばれるほど地域協力の実績は乏しく,実質的には米国との関係を基軸とする親米・反共国家連合という性格が濃かった。ASEAN原加盟国は,いずれも米国と軍事同盟関係を持つことで多額の軍事,経済支援等を受けていた。

(3) 米タイFTA交渉が持つ意義

ASEANは痛みを伴っても域内自由化と域外FTAを推進すべきとの認識を持つように至ったのは,通貨危機後の経験と中国経済の台頭で東アジアの成長の重心がASEANを素通りしていくのではないかという焦燥感があるといわれる。

発展の求心力を外部に求めざるをえない ASEANに対して、日・中・韓もまた同時 に東アジアの地域統合の核をASEANに求 めざるをえない関係にあるのは確かであろ う。日・中・韓がASEANと個別にFTAネ ットワークを形成することによって、「ASEAN+3」の形で実質的に統合された 経済圏を形成する可能性は近未来のシナリ オとしてありえよう。しかし、「ASEAN+3」のFTAネットワークが果たして「東ア ジア共同体」の名に値するものかについて 考えると現状懐疑的にならざるをえない。

なぜなら東アジア共同体として,安全保障,工業,農業,金融・通貨等いずれをとっても共通政策を持つ基盤が近い将来に形成されるとは想像し難いからである。やはり一番基底的なことは,安全保障の枠組みであると考えられる。

ASEANの弱点は,政治力,安全保障体制の脆さであり,ASEANをベースとした地域統合を考える場合,そこにどのような安定化の仕組みが構築されるかが,今後の発展ビジョンを立てるうえで根本的なファクターとなる。たしかに,東アジアには米国の単独主義的な行動に対する反発があり,東アジアの政治連帯を強化し米国への対抗力を高めたいとする思いはある。しかし,現実に米国に代わって中国主導で,東アジアの秩序が再編成されていくことに,日本をはじめASEAN諸国は賛同しないだろうし,そもそも中国自体の政治体制の将来が余りに不透明である。米国なしの東アジア・システムは当面想像し難いといって

よいだろう。

また,「ASEAN+3」のFTAネットワークも多分に内部矛盾を抱えたものであるとの認識が必要である。ASEANは中国の存在感の高まりに対し「期待と不安」の交錯した思いがあり,中国とASEANの産業構造の類似性から将来的には競合性が強まる可能性がある。さらにASEAN内部も原加盟国と後発加盟国では単に経済発展レベルが異なるだけでなく,政治体制の違いも内包している。こうしたなかで,ASEANの経済統合が単線的な自由化と国民国家の溶解へと進むと考えるよりは,あくまでタイはタイとして,マレーシアはマレーシアという形で経済発展を求める方向性は変わらないとみるべきだろう。

このように変質しつつも米国が東アジアの安全保障の枠組みにコミットし,また国民国家が厳然として存在するなかで,米国は日・中・韓より包括的なFTAネットワークをASEANとの間で結ぼうとしている。おそらく紆余曲折を経ながらも,米国とASEANとの間にもFTAネットワークが形成される可能性は高いとみられる。

その先にある東アジアの経済統合の姿を 想像すると、「ASEAN+3」の経済統合は 進展するにせよ、一方で米国、また米国を 中心とする地域統合であるFTAAとの経済 連携も同時に深化していく方向に進むので ないだろうか。それは実態としてはAPEC であり、そのスローガンである「オープ ン・リージョナリズム」とそう変わらない ものに収斂していくと予想される。東アジ アのFTAは交渉国間の意思とは別に,結果的により大きな地域統合,WTOへの補完として機能していく可能性が高いと思われる。

こう考えると、日本のASEAN諸国とのFTAは、むしろ米国、また中国、韓国などとの違いを積極的に打ち出すことで、より有効な戦略性を持ちうると思われる。例えば、WTO、FTAの持つ弊害を認めたうえで、その「恩恵」に浴することが難しい人々、地域、産業を、その国の内在的な視点で支援していくことは相互に長期的利益のあるFTAであり、日本の個性が発揮できるだろう。

ASEAN諸国とのFTAを結ぶこと自体を 戦略として重視するのではなく,過去半世 紀の関係を振り返り,その冷静な評価のう えに今後の半世紀を構想する能力が日本に 求められている。

(注17) ASEANには地域の政治的安全保障を目的に1976年成立した東南アジア友好協力条約(TAC)があり、日本、中国、インドも加盟している。しかし、現段階ではTACは相互の主権尊重、内政不干渉、紛争の平和的解決などを約束し合うものにとどまっている。また、ASEANには「ASEAN安全保障共同体」を2020年までに創設する構想がある。

< 主要参考文献 >

- ・遠藤保雄(2004)『戦後国際農業交渉の史的考察』 御茶ノ水書房
- ・谷口誠(2004)『東アジア共同体』岩波新書
- ・佐々木高成(2004)「東アジア通商戦略をリードする米物流産業」季刊『国際貿易と投資』Autumn 2004/No.57
- ・佐々木高成 (2003) 「米国通商政策におけるFTA」 季刊『国際貿易と投資』Summer 2003/No.52
- ・ローレンス・ブルーザー (2004)「米国のFTA戦略」 The World Compass, 2004 Mar. 三井物産戦略 研究所
- Pasuk Phongpaichit & Chris Baker (2004), Thakin The Business of Politics in Thailand, Silkworm Book
- Pasuk Phongpaichit & Chris Baker (2001), Thailand: Economy and Politics second edition, Oxford
- TDRI(Thai Development Research Institute) (2003), A Study on the Impacts of Thailand-US Free Trade Agreement
- CRS (US Congressional Research Service)
 (2004), Study on US-Thailand Free Trade
 Agreement Negotiations
- USTR (2005), National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers

(内容は2005年6月30日現在)

(主任研究員 室屋有宏・むろやありひろ)

